

令和6年度 宜野湾市平和大使県外研修業務委託 仕様書

1 事業目的

戦争の悲惨さ、平和の大切さ及び命の尊さを学び、平和な未来を継承していく人材を育成するため、宜野湾市平和大使県外研修を実施する。

2 事業概要

上記の目的を達成するため、宿泊を伴う研修の企画・実施及び研修を安全・円滑に実施できるよう受注型企画旅行を公募する。

3 事業内容

(1) 研修日程：令和6年8月4日（日）から令和6年8月7日（水）まで

（往路）令和6年8月4日（日） 那覇→岩国

（復路）令和6年8月7日（水） 岩国→那覇

宿 泊 先：広島県内または山口県岩国市 ※可能な限り目的地付近を選定すること

(2) 目的地 広島県及び山口県

行程表には、以下のア～ウを含めるものとする。また、その前後の行程に文化財見学などの独自提案を含めるものとする。

ア 行事名「令和6年度ヒロシマ青少年平和の集い」への参加 ※本市にて申請を行う

日時：令和6年8月5日（月） 13時30分～16時45分（予定）

場所：広島県 J Aビル 10階講堂

（広島市中区大手町四丁目7-3 広島市役所本庁舎向かい側）

イ 行事名「広島平和記念式典」の参列 ※本市にて申請を行う

日時：令和6年8月6日（火）午前8時～午前9時（予定）

場所：広島市中区中島町 平和記念公園

開場：午前6時30分 開始：8時 ※開場時間を目安に到着すること。

ウ 「岩国空襲」に関する平和学習 ※本市にて手配を行う

日時：令和6年8月6日（火）午後2時～午後5時（予定）

場所：山口県（山口県岩国市または和木町養専寺を予定）

(3) 参加人数 11名（男女比未定） ※5月頃決定

内訳：宜野湾市立中学生8名

青年層（大学生）1名

引率者（宜野湾市職員）2名 ※別途、添乗員1名を含めること

※参加者数に変更がある場合は、受託者に対し速やかに報告し精算対応を行う

(4) 移動について

- ア 那覇空港にて集合及び解散とする。以後、添乗員に従い全員で移動する。
- イ 航空機、新幹線、鉄道、貸切バス等、適切な交通手段を提案すること。

(5) 宿泊施設について

- ア 生徒の安心・安全を第一に考えて選定すること。
- イ 部屋割りは、以下のとおりとする。
 - (ア) 平和大使（中学生）8名の部屋振分けは、下記を参考にすること。
 - ※3名部屋を2室、2名部屋を1室
 - (イ) 平和大使（青年層1名）及び引率職員2名は、1名部屋を3室手配すること。
- ウ 清潔で各室にシャワー、洗面、トイレ設備が充実している施設を選定すること。

(6) 食事について

- ア 研修期間中の食事については、その量や味、栄養面などバランスを考えた食事を手配すること。
- イ 参加者に食物アレルギーなどがある場合は、適宜対応し安全面に留意すること。
- ウ 食事回数：朝食3回、昼食2回、夕食3回

(7) 安全対策と保険について

- ア 本業務に同行する添乗員については、国内旅程管理主任者以上とすること
- イ 保険について
 - (ア) 平和大使の健康と安全対策（交通事故、非常口等、貴重品保管）に万全を期すこと。
 - (イ) 体調不良者が発生した場合は、保護者に報告のうえ、引率者及び添乗員にて受診を検討すること。受診する場合は、引率者または添乗員が同行すること。
 - (ウ) 研修続行の判断は、保護者、本市、旅行社で相談し決定すること。
 - (エ) 研修期間中の旅行保険は、平和大使のみ加入すること。
 - (オ) 研修期間中に平和大使の過失による備品等の破損があった場合は、保険により補填できるプランに加入すること。
 - (カ) 研修期間中にケガや事故により、治療費、入院費用、保護者に旅費等が生じた場合の費用は、全額保険にて賄えるようにすること。
 - (キ) 台風や地震、自然災害等により研修行程に支障をきたす場合には、本市及び旅行会社で相談し対処すること。また、その費用は、引率者以外は保険で賄えるようにすること。
 - (ク) 欠航等による延泊やその他県外での待機期間に係る費用等についても、引率者以外は保険で賄えるようにすること。

(8) 研修の企画提案について

- ア 研修目的に沿った企画内容であること
- イ 日程表は、以下のとおり作成すること。

※「研修日程」「場所」「移動手段」「宿泊施設」「時間」を記載すること。
ウ 実施までのスケジュールは、以下のとおりとする。

(ア) 受託者は、以下のものを提供すること。

- ①「実施体制及び緊急連絡先一覧(災害などの緊急時、安全対策)」
- ②「旅行保険に関する書類」
- ③「食事内容(献立て)、場所」など参考となる資料

(イ) 本市と協力し平和大使とその保護者へ説明を行う。

日時：令和6年7月中 場所：宜野湾市役所

※契約締結後、実施に係るスケジュールを提出すること。

4 見積書について

(1) 旅費と、委託費は、下記の項目に分けてそれぞれ記載すること。

ア 旅費について

(ア) 引率者(市職員2名)・・・航空・鉄道運賃、車賃、その他移動に係る費用、
宿泊料(朝食付きプラン)、食事代(夕食のみ)

※引率者(市職員2名)の保険料は含めない。

イ 委託費について

(ア) 平和大使(9名)・・・航空・鉄道運賃、車賃、その他移動に係る費用、
宿泊料(朝食付きプラン)、食事代(昼食・夕食)、保険料(①国内旅行傷害
保険、②航空機欠航補償保険)、施設入館料、諸経費(添乗員費用を含む)

(イ) 引率者(市職員2名)・・・施設入館料

(ウ) キャンセルに係る費用

5 支払いについて

(1) 請求書は、以下のとおり、ア及びイの内訳を記載し提出すること。

ア 旅費

イ 委託費

(2) 委託費及び追加費用の支払いは、請求書等を審査し、適当と認めるときは、請求書を
受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、やむを得ない事情により、事前に
一部の支払いを希望する場合は、契約前に計画書の提出及び双方協議のうえ、概算払いを
できるものとし、後日、精算を行う。

(3) 延泊等が生じた場合の請求は、後日、追加費用として請求すること。

(4) 緊急時と市が判断した場合のタクシー等による移動費用については、受託者にて立替を
行い、後日、追加費用として請求すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議のうえ決定する。